

輸出加工区（EPZ）労働組合法

翻訳：ジェトロ・ダッカ事務所

2004年12月

バングラデシュ人民共和国政府

法務省

2004年9月4日

法定規制指令 No.-268/Law/2004 - 政府は、2004年輸出加工区 (EPZ) 労働組合及び労使関係法第 96 条 (法律番号 2004 年第 23 号) により付与された権限を行使して、ベンガル語の原文を英語に翻訳した正文を法律の英語正文として出版する。かかる英語正文はベンガル語による原文の発効日である 2004 年 7 月 18 日日曜日より発効したものとみなされる。

法律番号 2004 年第 23 号

輸出加工区 (EPZ) 労働組合及び労使関係に関する規定を制定する法律

労働者が組合を結成する権利の実現、輸出加工区の使用者と労働者との関係の規制ならびにかかる使用者と労働者との間で生じる意見の相違及び争議の解決、それらに関連及び付随する事項のための規定を制定するための法律を制定することは適切かつ必要である。

そこで、以下のとおり法律を制定する。

第 章 序文

1. **略称、範囲、開始** - (1) 本法は 2004 年輸出加工区 (EPZ) 労働組合及び労働関係法と称することができる。

(2) 本法の適用範囲はバングラデシュ全土である。

(3) 本法は、1980年バングラデシュ輸出加工区庁法（法律番号1980年第 号）に従って設立された輸出加工区の労働者及び使用者に適用される。

(4) 本法は直ちに発効する。

2. **定義** - 本法において、文脈に矛盾するものがないかぎり、

(1) 「仲裁人」とは、第53条に従って指名される人物を意味する。

(2) 「上訴審判所」とは、第59条に従って設置される輸出加工区（EPZ）労働上訴審判所を意味する。

(3) 「組合」とは、本法に従って結成される労働組合を意味する。

(4) 「当局」とは、1980年バングラデシュ輸出加工区庁法（法律番号1980年第 号）に従って設立されたバングラデシュ輸出加工区庁を意味する。

(5) 「裁定」とは、いかなる労働争議又はそれに関するいかなる事項を扱う審判所又は仲裁人又は上訴審判所による判決を意味し、仮裁定を含むものとする。

(6) 工場事業場に関する「団体交渉の代表」とは、第45条に従い団体交渉において工場事業場の労働者の代表となる労働組合を意味する。

(7) 「会社」とは、1994年会社法に従って登記した会社で、輸出加工区において1つ以上の工場事業場を有する会社を意味する。

(8) 「調停手続」とは、本法に従った調停までの手続を意味する。

(9) 「調停人」とは、第48条に従って指名される人物を意味する。

(10) 工場事業場に関する「使用者」とは、会社として設立しているか否かを問わず、雇用契約に従って工業事業場で労働者を雇用するいかなる人物或いはいかなる人物の集合体を意味する。輸出加工区における工場事業場で労働者を雇用する登記会社は使用者とみなされる。

(11) 「長官」とは、バングラデシュ輸出加工区庁長官を意味する。

(12) 「執行委員会」とは、組合の規約により組合の管理業務を委任される委員会を意味する。

(13) 「EPZ」とは、1980年バングラデシュ輸出加工区庁法に従って設立された輸出加工区を意味する。

(14) 「違法ロックアウト」とは、本法の規定に従わずに宣言、開始、継続されるロックアウトを意味する。

(15) 「違法ストライキ」とは、本法の規定に従わずに宣言、開始、継続されるストライキを意味する。

(16) 「労働争議」とは、雇用、非雇用、いかなる人物の雇用条件、労働条件に関する使用者と労働者との間の争議又は意見の相違を意味する。

(17) 「工場事業場」とは、いかなる品目或いは商品の製造或いは生産のために輸出加工区に設立された工場事業場を意味する。第 章及び第 章の解釈上、輸出加工区内の同一の使用者或いは同一の会社の下にある複数の工場事業場は一箇所の工場事業場であるとみなされる。

(18) 「ロックアウト」とは、労働争議に関して発生する使用者による雇用場所若しくはそ

の一部の閉鎖、業務の全面的又は一部停止、労働争議に関して発生する使用者が雇用するいかなる人数の労働者の絶対的又は条件付き雇用拒否或いは、労働者の雇用に影響を及ぼす特定の条件を強制的に受諾させるために使用者が行う工場事業場の閉鎖、業務停止、雇用拒否を意味する。

(19)「組織」とは、労働者の利益を促進及び擁護するための、工場事業場の有資格労働者の労働組合組織を意味する。

(20) 組合に関する「役員」とは、組合の執行委員会委員を意味する。

(21)「定められた」とは、規則又は規定により定められたことを意味する。

(22)「規定」とは、本法に従って制定された規定を意味する。

(23)「規則」とは、本法に従って制定された規則を意味する。

(24)「和解」とは、調停手続の過程で達した和解を意味する。これには調停手続の過程以外で締結した使用者とその労働者との協約が含まれるが、かかる協約は書面によるもので、当事者の署名が行われたものを指すものとする。

(25)「ストライキ」とは、いかなる工場事業場で雇用された労働者の集団が協調団結して行う業務の停止を意味する。

(26)「署名」という表現が労働者に関して使用される場合、かかる表現には拇印が含まれるものとする。

(27)「審判所」とは第 56 条に従って設置された輸出加工区 (EPZ) 労働審判所を意味する。

(28)「労働組合」とは、本法に従って労働者と使用者との関係を規制する目的で労働者が結成する組合を意味する。

(29)「労働者」とは、使用者の定義に該当しない人物(見習者を含む)で、輸出加工区で賃金或いは報酬のために直接或いは請負人を通じて雇用され、雇用条件が明示的なものであれ黙示的なものであれ、技能職、非技能職、肉体労働、技術職、事務職を行う人物を意味する。本法による労働争議に関する手続の解釈上、「労働者」には労働争議に関して或いは労働争議の結果解雇又は一時解雇若しくはその他免職となった人物は含まれるが、下記の人物は含まれないものとする。

() 保安又は警備スタッフ又は機密の事項に接するアシスタント、暗号を扱うアシスタント、日雇い労働者、厨房或いは調理請負業者により雇用された労働者

() 管理職に雇用された者

() 監督職に雇用され、その職務に対する業務に基づき或いはその職務に付与された権限の故をもって管理職若しくは監督職の任務を遂行する人物

(30)「輸出加工区」とは、1980年バングラデシュ輸出加工区庁法第 10 条に従って政府が設立した輸出加工区を意味する。

3. **法律の優先的効力** - 現行の他の法律の本法と異なるいかなる規定にもかかわらず、本法の規定がそれに優先する。

4. **本法の規定の免除不能** - 政府は、官報告示又はその他の手段により、輸出加工区におけるいかなる種類の産業についても本法の規定を免除しないものとする。

第二章 労働者代表及び厚生委員会

5. **労働者代表及び厚生委員会** - (1) 本法の開始以後、長官又は長官がこの件について権限を付与した職員は輸出加工区における工場事業場の使用者及び労働者に「労働者代表及び厚生委員会」を定められた方法にて構成することを求める。この組織は以後委員会と称する。

(2) 輸出加工区における会社設立証明書と操業証明書を別個に有する会社として登記した使用者は全て、輸出加工区において1つの委員会を有するものとする。

但し、会社として登記した使用者の輸出加工区における複数の工場事業場は本条項の解釈上一箇所の工場事業場とみなされる。

(3) 委員会は第(4)項の規定に従って、5名以上15名以下のメンバーで構成し、メンバーの1人を召集者とする。

(4) 議決権を有する労働者の数が500名を超える場合、委員会のメンバー数は労働者100人につき委員1人の割合で5名以上とするが、上記の15名を超えないものとする。

(5) 委員会は結成された輸出加工区の工場事業場に雇用された有資格労働者でのみ結成される。

(6) 委員会のメンバーは長官が決定する方法にて、有資格労働者が秘密投票で選出し、召集者はかかる委員会の選出委員から選出される。

(7) 本章における選挙の手続は当局が決定する。

(8) 使用者は輸出加工区内に委員会事務所を設置するための必要なスペースを提供する。

6. **有資格労働者の特別定義** - 本章の解釈上、

(a) 本法の開始以前に商業生産を開始した工場事業場について、委員会メンバーを選出する資格を有する「有資格労働者」とは、勤務初日からの労働者を意味する。

(b) 本法の開始以前に商業生産を開始した工場事業場について、委員会のメンバーとして選出される資格を有する「有資格労働者」とは、勤続9ヶ月以上の正式採用者である労働者を意味する。

(c) 本法の開始以後に商業生産を開始した工場事業場について、委員会のメン

バーを選出する資格を有する「有資格労働者」とは、勤続 3 ヶ月以上の正式採用者である労働者を意味する。

- (d) 本法の開始以後に商業生産を開始した工場事業場について、委員会のメンバーとして選出される資格を有する「有資格労働者」とは、委員会が設立された輸出加工区における当該工場事業場に雇用された勤続 3 ヶ月以上の正式採用者である労働者を意味する

7. **労働者代表及び厚生委員会の登記及び地位** - (1) 輸出加工区のいずれの労働者代表及び厚生委員会は団体名を当局長官に登記する。

(2) 第(1)項に従って登記した委員会は法人としてみなされ、その登記名にて契約を締結する能力、本法の範囲内における限定的任務を遂行する能力、提訴したり提訴されたりする能力、その他全ての付随的行為を遂行する能力を有し、公印及び永久継承権を有する。

8. **委員会の権利及び任務** - (1) 委員会は勤務条件、報酬、生産性向上のための支出、労働者教育プログラムに関して使用者と交渉する権利を有する。勤務条件、報酬、生産性向上のための支出、労働者教育プログラムに関する交渉目的のため委員会が使用者に対して行う情報の妥当な要求は拒否されるものではない。

(2) 委員会が存在する間、当局が定めた賃金及び金銭的利益は有効であり、第(1)項で定める利益は当局が定めた利益への追加とする。

(3) 使用者と委員会との協約は書面によるものとする。第(1)項に従った交渉により施行される協約は法的拘束力を持ち、司法上強制力を有するものである。

(4) 委員会の任務は労使関係への取り組み、争議の予防と解決及び、使用者とその労働者との良好な関係の確保及び維持であり、特に次の各号をその任務とする。

- (a) 使用者と労働者の理解維持に対する努力
- (b) 労働者の雇用及び安全、衛生、職業上の満足の確保
- (c) 工場事業場内における職業訓練の奨励
- (d) 工場事業場における良好且つ調和的な労働条件を促進する措置の実施
- (e) 良好な労使関係促進の観点から行う、その他の相互利益事項の協議

(5) 当局は規定により、委員会の役割及びその他の任務に関する詳細を定めることができる。

9. **委員会会議** - (1) 労働者代表及び厚生委員会は、第 8 条に従った任務を遂行するために推奨される措置に関する協議及び意見交換を行うため、少なくとも 2 ヶ月に 1 回、会議を開催する。

(2) 委員会会議の議事録を会議開催日より 15 日以内に長官及び調停人へ提出する。

10. **委員会の自由** 第(2)項を視野に入れた上で、本条に従って設置された委員会は独自の内部方針、規則、手続を策定する自由を有する。

(2) 第(1)項に従って委員会が策定する内部方針、規則、手続は本法の規定及び本法に従って制定される規則又は規定に違反しないものとする。

11. **委員会の期間及び消滅** - (1) 輸出加工区内で結成した委員会は2006年10月31日まで存在する。

(2) 第(3)項の規定を条件に、委員会は使用者の裁量で2006年10月31日以降も任務を続行することができる。

(3) 委員会は自らの工場事業場内に労働組合が結成される場合、直ちに消滅する。

12. **委員会の選出役員の保護及び懲戒** - (1) 長官の事前承認を得ることなく、委員会の召集者及び委員を他の輸出加工区又は同一の輸出加工区内にある他の工場事業場へ転属させない。

(2) 長官の事前承認を得ることなく、委員会の召集者及び委員を解雇、停職又はその他免職としない。

(3) 第(2)項の規定にかかわらず、使用者は委員会の選出役員の停職及び、本法に従って禁止される不当労働行為の申し立てに関する同役員に対する懲戒処分の策定を禁じられるものではないとみなされる。

(4) 長官は、第(3)項の使用者による措置を支持又は拒絶し、役員を原職へ復帰させ未払いの賃金を払い戻すよう命じ、規則及び手続を決定できるよう、かかる措置の合法性を裁定する権限を有する。

第 章 労働組合

13. **労働組合の結成** - (1) 2006年10月31日で終了し、2006年11月1日より、輸出加工区の区域内に所在する工場事業場の労働者は、労使関係に取り組むための組合を本法に従って制定される規定に従って結成する権利を有する。

(2) 輸出加工区における会社設立証明書と操業証明書を別個に有する会社として登記した使用者は全て、当該輸出加工区において1つの労働組合を有するものとする。

但し、会社として登記した使用者の輸出加工区における複数の工場事業場は本条の解釈上一箇所の工場事業場とみなされる。

(3) 労働組合の期間は2006年11月1日より2008年10月31日までとする。

14. **組合結成条件** - (1) 輸出加工区の区域内に所在する工場事業場の労働者が組合の結成を意図する場合、工場事業場の有資格労働者の 30%以上が定められた書式にて長官宛に労働組合結成要求の申請を行う。

(2) 長官は、第(1)項に従って行われた申請を受領した場合、30%以上の有資格労働者が署名又は拇印捺印をもって申請を行ったことを確認する。

(3) 使用者は、第(1)項に従って申請を行ったことで、いかなる方法でも労働者を差別しない。使用者が前述の差別を行い、第 15 条に従って行われる投票の結果に基づいて最終的に組合が結成されない場合、かかる差別は第 41 条における使用者の不当労働行為とみなされる。

(4) 労働者が署名を行った本条の文書は署名日より最長 6 ヶ月間有効である。かかる文書には 2006 年 11 月 1 日より以前に記入又は署名を行わない。

15. **組合支持を確認する投票** - (1) 第 14 条第(2)項に従って 30%以上の有資格労働者が定められた書式にて労働組合結成要求の申請を行ったことを長官が確認した場合、有資格労働者が労働組合結成に賛成することを確認するため、第 14 条第(1)項に従った申請受理日より 5 日以内に、輸出加工区内の工場事業場の有資格労働者による投票を実施する手配を行う。

(2) 有資格労働者の過半数が投票しない場合、本条による投票は無効となる。

(3) 有資格労働者の過半数が投票し、投票数の過半数が労働組合結成に賛成する場合、当該工場事業場の労働者は本法に従って組合を結成する法的な権利を獲得し、長官は投票日より 25 就業日以内に組合の登記を許諾することが求められる。

(4) 投票は秘密投票で行われ、長官が投票実施に関する必要な手続を決定するが、長官がかかる手続を決定しない場合は、決定までの間、規定によりかかる手続を定めるものとする。

16. **投票は年一回** - 第 15 条に従って行われた投票により労働組合結成の正式命令が得られなかった場合は、投票後 1 年間が経過するまで同一の工場事業場内で更なる投票を行わない。

17. **労働組合同規約** - (1) 労働者が第 15 条に従って労働組合結成に賛成する選択権を行使した場合、長官はその後 5 日以内に労働者に対し、召集者 1 名を含む 9 名以下の代表で構成する規約草案作成委員会（以後適切とみなされる場合「規約委員会」という）の結成を求める。

(2) 長官は確認を行った上で、提議の受領より 5 日以内に規約委員会を承認し、15 日以内に労働組合同規約を作成提出するよう構成委員会に求める。

(3) 規約の規定は本法の規定に反することなく、本法の規定に従うものとする。

(4) 本法に従った組合の規約は次の各号を提議する。

(a) 労働組合の組合員として登録する有資格労働者で構成する総評議会

(b) 組合長、秘書役、会計役及びその他の役職等、15を超えない全役職数で構成する執行委員会。執行委員会の全メンバーは総評議会のメンバーが選出する。

18. **規約の追加条件** - (1) 労働組合結成のための規約は、次の各号に掲げる事項を規定しないかぎり、本法に従って承認されない。

(a) 労働組合の名称及び住所

(b) 労働組合結成の目的

(c) 労働者が規約で定める書式にて申請しないかぎり組合員として加入できないことを定めた、労働者が労働組合員となる方法。

(d) 労働組合の資金源及び資金適用の目的

(e) 組合員が労働組合の規約により保証される利益を受ける資格条件及び、罰金又は没収を組合員に課する条件

(f) 労働組合員の名簿の維持及び労働組合役員及び組合員による名簿閲覧のための十分な機会

(g) 規約の変更、改正、撤回方法

(h) 労働組合資金の安全な保管、年次監査、監査方法及び労働組合役員及び組合員による会計帳簿閲覧のための十分な機会

(i) 労働組合の登記抹消方法

(j) 労働組合総評議会による役員を選出方法及び、選出又は再選役員の任期

(k) 労働組合総評議会の辞任手続及び組合員取消手続

(l) 労働組合役員に対する不信任表明の手続

(m) 労働組合の執行委員会会議は少なくとも4ヶ月に1回、総評議会会議は少なくとも年1回は開催しなければならないこと。

(2) 労働組合は長官の事前承認を得ることなく外部の資金源から資金の入手又は受領を行わない。

19. **規約の承認** - 長官は、規約が法律の規定を十分遵守して作成され、法律の規定及びいかなる規則又はいかなる規定に違反していないことを確認した場合、同規約を承認し、5日以内に承認書を発行する。

20. **組合登記申請** - 規約草案作成委員会の召集者は、第 19 条で承認された規約に従って結成した労働組合の登記を長官へ申請する。

21. **申請条件** - 労働組合の登記申請は全て長官宛に行い、次の各号に掲げる書類を添付する。

(a) 承認済み規約の写し 3 部

(b) 次の各号の事項を含む報告書

() 労働組合の名称及び住所

() 組合結成日

() 労働組合員の役職、氏名、年齢、住所

() 払い込み組合員費総額の計算書

22. **組合の登記** - (1) 長官は、労働組合が本法の条件を全て遵守し、承認済み規約の枠組み内で結成されたことを確認した場合、第 20 条による申請受領日より 10 日以内に労働組合を定められた登記簿へ登録する。

(2) 申請が重大な点において不完全であると長官が認めた場合、長官は申請受領日より 10 日以内に書面で労働組合へ反対理由を通知する。労働組合は反対理由受領日より 10 日以内に回答を行う。

(3) 長官が提起した反対理由が満足の行く様に対処された場合、長官は労働組合の登記を第(1)項で定めるとおり行う。かかる反対理由が満足行くように対処されない場合、長官は申請を却下する。

(4) 申請が却下された場合又は、反対理由を解決した後、長官が申請処理について第(1)項で定める期日である 10 日を超えて遅延を来した場合、労働組合は審判所に申し入れを行うことができる。

23. **登記証明書** - 長官は第 22 条による組合を登記した場合、労働組合が本法に従って正式に登記されたことの確定証拠となる、定められた書式による登記証明書を発行する。

24. **新規工場事業場は3ヶ月間組合結成不可能** - 本法の開始後に輸出加工区で設立された工業事業場では、かかる工業事業場における商業生産の開始後 3 ヶ月間が経過しないかぎり、本法に従った労働組合の結成は許可されない。

25. **組合数の制限** - (1) 同一の輸出加工区内の同一の工場事業場では二つ以上の労働組合があってはならない。

(2) 輸出加工区において同一の使用者の工場事業場が複数あり、そのいずれかの工場事業場が第 24 条の制限に該当する場合、他の工場事業場のための労働組合結成が禁じられることはない。

26. **工場事業場の所有権を決定する長官の権限** - 2 つ以上の工場事業場が同一の輸出加工区内の同一の使用者の支配下にあるか否かに関する疑義が生じた場合、その件に関する長官の判断が最終判断となる。

27. **組合の活動及び組合員** - (1) 労働組合の活動は輸出加工区の区域内のみに制限される。

(2) 労働者は自らが雇用されている工場事業場の労働組合の組合員にのみなる資格を有する。

(3) 第 32 条による労働組合連合を結成しない限り、労働組合は同じ輸出加工区内または他の輸出加工区の労働組合または輸出加工区外の他の労働組合といかなる方法でも提携してはならない。

28. **執行委員会の選出** - (1) 本法に従って結成した労働組合の執行委員会のメンバーは、当該労働組合に登録された一般組合員が、輸出加工区庁が組織し実施する選挙の秘密投票にて選出される。

(2) 有資格労働者のみが本章による執行委員会の役職に選出される資格を有する。

(3) 本章の解釈上、

(a) 本法の開始以前に商業生産を開始した工場事業場について、執行委員会のメンバーを選出する資格を有する「有資格労働者」とは、勤務初日からの労働者を意味する。

(b) 本法の開始以前に商業生産を開始した工場事業場について、執行委員会のメンバーとして選出される資格を有する「有資格労働者」とは、関係工場事業場における勤続 9 ヶ月以上の正式採用者である労働者を意味する。

(c) 本法の開始以後に商業生産を開始した工場事業場について、執行委員会のメンバーを選出する資格を有する「有資格労働者」とは、関係工場事業場における勤続 3 ヶ月以上の正式採用者である労働者を意味する。

(d) 本法の開始以後に商業生産を開始した工場事業場について、執行委員会のメンバーとして選出される資格を有する「有資格労働者」とは、関係工場事業場における勤続 3 ヶ月以上の正式採用者である労働者を意味する。

29. **執行委員会の承認** - 執行委員会が規約の枠組み内で正式に選出された場合、長官は選挙の結果発表後 5 日以内にかかる執行委員会を承認する。

30. **執行委員会の期間** - 組合の執行委員会は、2008 年 10 月 31 日以前に登録抹消又は消滅しないかぎり、当局が承認した日より 4 年間任務を遂行する。

31. **次期選挙の実施** - (1) 組合の執行委員会の次期選挙は定められた期間が満了となる日の 90 日以内に実施する。

(2) 組合の執行委員会が定められた期間満了に先立って解散する場合、次期選挙はかかる解散後90日以内に実施する。

32. **組合連合** - (1) 輸出加工区の労働組合の過半数が合意する場合、かかる労働組合は当該輸出加工区に労働組合連合を結成する資格を有する。

(2) 期間満了前に登記抹消又は消滅しないかぎり、本条に従って結成した連合は長官が承認した日から4年間任務を遂行する。

(3) 輸出加工区区域内で結成した組合連合は、他の輸出加工区の連合又は輸出加工区を超えた他の連合といかなる方法でも提携又は連合を行わない。

(4) 当局は規定により、労働組合連合の選挙手続及びその他の詳細事項を決定する。

33. **組合役員の欠格条項** - 労働組合の規約又は規則で定めるいかなる規定にもかかわらず、道徳上いかがわしい行為若しくは本法の規定又はいかなる規則又は規定に従って罰則を受ける罪を犯し、いかなる刑期を宣告された場合、釈放から2年間が経過しないかぎり、当該人物は労働組合の役員になる資格又は労働組合の役員に選出される資格がないものとする。

34. **登記労働組合による登記の維持** - 登記労働組合は全て、次の各号に掲げる事項を定めた文書を維持する。

(a) 各組合員が支払った組合費の詳細を記載した組合員名簿

(b) 受領金及び経費を記載した会計帳簿

(c) 会議の議事を記録した議事録簿

35. **労働組合の登記抹消** - (1) 労働組合が存在している間はいつでも、30%以上の有資格労働者による定められた書式をもって長官宛に組合の登記抹消要求の申請を行うことができる。

(2) 長官は、第(1)項に従った申請を受領した場合、30%以上の有資格労働者が署名又は拇印捺印をもって申請を行ったことを確認する。

(3) 長官が第(2)項に従って確認した場合、かかる登記抹消への賛成を確認するため、5日以内に、有資格労働者による投票を実施する。

(4) 有資格労働者の過半数が投票し、投票数の過半数が組合の登記抹消に賛成する場合、長官はその後25日以内に登記抹消を通知する命令を発する。

(5) 使用者は、いかなる方法でも第(1)項に従って申請を行ったことによることで労働者を差別しない。かかる差別は第41条における使用者側の不当労働行為とみなされる。第(3)項に基づく投票

で、第(4)項の条件(投票数の過半数)を満たさない場合は登記抹消は行われない。

(6) 当局は規定により、本条の選挙に関する手続及びその他の詳細事項を決定する。

(7) 本条に従って組合の登記が抹消された場合、登記抹消通知の日付より1年間が経過するまでは当該の工場事業場において更なる組合を許可しない。

(8) 労働者が署名を行った第(1)項の文書は署名日より最長6ヶ月間有効である。

36. **労働組合の登記取消し** - (1) 第35条による登記抹消に関する手続に加え、長官は第(2)項の規定を条件として、次の各号に掲げる理由により労働組合の登記を取り消すことができる。

- (a) 活動中止
- (b) 不正又は事実の不実表示による登記取得
- (c) 労働組合同約の規定違反
- (d) 不当行為
- (e) 本法の規定又は本法に従って制定された規則又は規定に違反する規定の、労働組合同約への挿入
- (f) 本法で求められる年次報告書の長官への不提出
- (g) 本法で労働組合役員として選出される資格を有しない人物のかかる役員への選出
- (h) 本法又は本法の規定及び本法に従って制定された規則又は規定に対する違反

(2) 労働組合の登記が取り消されるべきであると長官が判断する場合、長官はかかる登記取消し許可を求める申請を審判所へ提出する。

(3) 長官は審判所の許可を受領した日より5日以内に労働組合の登記を取り消す。

(4) 不当行為が審判所への申請提出日からさかのぼって3ヶ月以内に行われたものでない限り、組合の登記が第(1)項(d)号に記載する理由として取り消されることはない。

37. **登記取消しの上訴** - 第36条第(3)項に従った審判所の命令を不服とする組合は、命令の日付より30日以内に上訴審判所へ上訴を行うことができる。上訴審判所は命令の支持、却下、変更を行うことができる。

38. **未登記労働団体の任務遂行不能** - (1) 未登記の労働団体、登記抹消された労働団体及び登記取消しを受けた労働団体は、労働団体又は団体交渉の代表としての任務を行えない。

(2) いかなる人物も第(1)項に記載した労働組合のための組合費の徴収を行えない。

39. **長官の権限と任務** - 長官の権限と任務は次の各号のとおりである。

- (a) 本法に従った労働組合の登記及び、登記簿の維持。
- (b) 犯罪、不当行為、本法の規定又は規則又は規定への違反について労働組合又は使用者に対する措置を求めた審判所への苦情提出。
- (c) 輸出加工区内の工場事業場の労働組合結成の合法性及びかかる労働組合の団体交渉の代表として行動する能力の合法性に関する疑義の判断
- (d) 規則又は規定により付与されるその他の権限の行使又は任務の遂行

40. **労働組合の法人化** - (1) 登記済みの労働組合は全て法人であり、公印及び永久継承権、その登記名にて契約を締結する能力、財産を取得及び処分する能力を持ち、提訴したり提訴されたりすることができる。

(2) 使用者は輸出加工区内に労働組合事務所を設置するためのスペースを提供する。

第 章 不当行為、協約等

41. **使用者側の不当行為** - (1) 次の各号に掲げる、使用者として行動する人物の行為は、使用者側の不当行為とされる。

- (a) 雇用契約に、かかる契約の当事者である人物の組合への加入又は組合員を継続する権利を制約する条件を強要すること。
 - (b) 組合の組合員又は役員であること又はかかる組合員又は役員でないことを理由に、いかなる人物の雇用を拒否すること又はその雇用継続を拒否すること。
 - (c) 組合の組合員又は役員であること又はかかる組合員又は役員でないことを理由に、雇用、昇進、雇用条件又は勤務条件に関していかなる人物を差別すること。
 - (d) 次の各号に掲げる理由により、労働者を解雇又は免職すること、労働者に対して解雇又は免職の脅迫を行うこと、労働者に危害を加えること、又は労働者に対して危害の脅迫を行うこと。
- () 労働者が組合の組合員又は役員であること、かかる組合員又は役員になる提議を行うこと、又は、他の人物がかかる組合員又は役員になるよう求め

説得すること。

- () 組合の発起、結成、活動に参加すること。
- () 本法におけるいかなる権限を行使すること。
- (e) 利益の付与又は利益付与の提示、当該人物又はその他の人物に対する利益の獲得又は利益獲得の提示により、いかなる人物が組合の組合員又は役員にならないようにすること又はいかなる人物が組合の組合員又は役員であることを止めさせること。
- (f) 威嚇、威圧、圧力、脅迫、監禁、身体上の危害、水道、電気、電話設備の断絶、及びその他の類似手段により、労働組合の役員に覚書への署名を強制すること。
- (g) 本法に従った選挙における投票をいかなる方法で妨害すること又はかかる投票に影響を及ぼすこと。
- (h) 長官が業務を完全に停止することで機械、設備又は今後の工場操業に重大な損害が生じる危険性があると確認し、この危険性を回避するために限定的な人数の労働者の一時的雇用が必要であるとみなした場合を除き、第54条に従ったストライキの期間中又は違法でないストライキの続行中に新規労働者を採用すること。

(2)第(1)項のいかなる規定も、管理職に任命された人物又は管理職に昇進した人物に対して、組合の組合員又は役員であることを止めること又はかかる組合員又は役員である資格がなくなることを使用者が求めるのを妨げるものではないとみなされる。

42. **労働者又は組合側の不当行為** - (1) 次の各号に掲げる労働者又は労働者の代表として行動する人物の行為は、労働者側の不当行為とされる。

- (a) 勤務時間中に組合への加入又は不加入を説得すること。
- (b) 組合の組合員又は役員になるよう、又はかかる組合員又は役員にならないよう、又はかかる組合員又は役員であることを止めるよう威嚇すること。
- (c) 利益の付与又は利益付与の提示、当該人物又はその他の人物に対する利益の獲得又は利益獲得の提示により、いかなる人物が組合の組合員又は役員にならないようにすること又はいかなる人物が組合の組合員又は役員であることを止めさせること。
- (d) 威嚇、威圧、圧力、脅迫、監禁、身体上の危害、水道、電気、電話設備の断絶、及びその他の類似手段により、使用者に覚書への署名を強制すること又はかかる強制をしようとする事。

- (e) 威嚇、威圧、圧力、脅迫、監禁、身体上の危害、水道、電気、電話設備の断絶、及びその他の類似手段により、労働組合の資金のための組合費の支払い又は不払いを強制すること又は強制しようとする事。

(2) 不当な影響、威嚇、詐称、又は執行委員会又は執行委員会の代表として行動する人物を通じて行う収賄によって、労働者又は組合が本法に従って実施する選挙の投票を妨害することは不当行為である。

43. **協約の強制执行力** - (1) 組合と使用者とで締結する協約は当事者に対して法的拘束力があり、司法上強制执行力を有するものである。

(2) 本条で定めるいかなる規定も、民事裁判所が協約の履行又は協約違反による損害の回収という明示目的に対して起こされた法的手続に応じるようにするものではない。

44. **報告書及び情報の提出** - (1) 定められた方法で監査を行った、労働組合の12月31日終了の前年度の受領金及び経費の一般計算書及び資産及び負債の一般計算書を、定められた日付以前に長官へ毎年提出する。

(2) 一般計算書と共に、一般計算書の年度と同一の年度における執行委員会及び総評議会メンバーの最新の全役職を記載した報告書を、最新の改正労働組合同約と共に長官へ提出する。

(3) 労働組合同約及び執行委員会決議について行われた、規約の規定に影響を及ぼす全変更の写しを、変更又は決議の採択より15日以内に長官へと送付する。

45. **団体交渉の代表** - (1) 本法に従って登記した工場事業場の労働組合は当該工場事業場の団体交渉の代表となる。

(2) 前述の労働組合は賃金、時間、その他雇用条件に関して使用者と交渉する権利を有する。交渉目的のため委員会が使用者に対して行う情報の妥当な要求は拒否されるものではない。

(3) 工場事業場に関する団体交渉の代表は次の各号に掲げる事項を行う権利を有する。

- (a) 雇用、非雇用、勤務条件に関する事項について使用者と団体交渉を行うこと。
- (b) いずれの手續に関し労働者の全員又は一部を代表すること。
- (c) 本法の規定に従って行うストライキの通知を行い、かかるストライキを宣言すること。

(4) 輸出加工区では、いずれの使用会社の会社又は登記された労働組合が存在する会社においても、法律上の命令により決定される最低初任給が適用される。昇給、昇進等のその他の賃金に関する事項又は利益の拡張は組合と使用者との間で行う交渉によるものとする。

46. **天引き** - (1) 団体交渉の代表が要求する場合、組合の組合員である労働者の使用者は、労働組合が提出する要求書に氏名が記載された承認済みの各人の労働組合費として、かかる要求書に定める、基本給の1%以下の金額を労働者の賃金から控除する。

(2) 第(1)項に従って賃金から控除を行う使用者は、かかる控除から15日以内に控除額全体を、使用者が代表して控除を行っている労働組合の会計に預ける。

(3) 使用者は、第(1)項に従って組合員の賃金から控除が行われたかを確認する機会を団体交渉の代表に与える。

第 章 調停及び仲裁

47. **労働争議に係る交渉** - (1) 使用者と労働者との間で労働争議が発生しそうであると使用者又は団体交渉の代表が判断した場合、使用者又は団体交渉の代表者は自らの意見を書面で他方当事者に伝達する。

(2) 第(1)項に従った伝達の受領後15日以内に、かかる伝達を受領した当事者は他方当事者の代表と協議を行い、対話を通じて伝達に記載した事項に関する合意を目的として、かかる事項に関する団体交渉の会合開催の手配を他方当事者の代表と行う。

(3) 当事者間で協議事項が和解に達した場合、和解に関する覚書を書面で記録し、当事者はそれに署名を行う。かかる覚書の写しは長官及び調停人へ送達する。

48. **調停人** - 長官の推薦がある場合、政府は官報告示により、本法の目的に必要と考える人数の調停人を指名し、各調停人が任務を遂行する輸出加工区又は輸出加工区における工場事業場又は産業を告示上で指定する。

49. **ストライキ等の通知前の調停** - 労働争議の当事者が第47条に従った交渉によって和解に達しない場合、いずれかの当事者は、交渉が失敗したことを長官及び調停人に報告し、調停人に争議の調停を書面で要求することができる。調停人はかかる要求を受領した場合、争議の調停を開始する。

50. **ストライキ又はロックアウトの通知** - (1) 調停人が第49条における要求の受領日より10日以内に争議を和解に導けない場合、第(2)項の規定を条件として、団体交渉の代表又は使用者は本法の規定に従って争議の他方当事者にストライキ又はロックアウトの21日前の予告通知を行うことができる。

(2) 団体交渉の代表は、労働組合の執行委員会メンバーの4分の3がストライキの同意を問う目的で特に開催する秘密投票においてストライキに同意しないかぎり、ストライキの通知を行わない。

51. **ストライキ又はロックアウトの通知後の調停** - (1) 労働争議の当事者が第50条に従ってス

ストライキ又はロックアウトの通知を送達した場合、かかる当事者は前述の通知の送達と同時に、ストライキ又はロックアウトの通知にかかわらず争議の調停を開始又は継続する調停人にその写しを送達する。

(2) 調停人は、争議の調停を開始する前にストライキ通知の効力に関する確認を行い、かかる通知が本法の規定又は当該労働組合の規約の規則に適合しない場合、ストライキ通知は本法の規定に従って与えられなかったものとみなされ、この場合調停人は自らの裁量にて調停を開始することができる。

52. **調停手続** - (1) 調停人はできるだけ早い時期に、調停による争議の解決のために争議当事者の会合を開催する。

(2) 争議当事者は本人又は指名した代表者が調停人の面前に出頭する。争議当事者はかかる代表者に、代理で交渉を行い、拘束力を有する合意を締結する権限を与えることができる。

(3) 調停人は調停に付する争議に関する調停を規定による通りに行い、特に調停人の判断で、争議の平和的解決を推進しそうな譲歩又は要求の修正をいずれかの争議当事者に提案する。

(4) 争議又は争議事項が調停手続の過程で解決した場合、調停人はその報告書を争議当事者が署名を行った和解に関する覚書と共に長官へ送達する。

(5) ストライキ又はロックアウトの通知期間内に解決しない場合、当事者が合意する更なる期間中、調停手続を継続することができる。

53. **仲裁** - (1) 調停が失敗した場合、調停人は、争議を仲裁人による仲裁に付すよう当事者を説得し、当事者がそれに合意する場合、争議を当事者が合意した仲裁人による仲裁に付す主旨の共同要求を書面で行う。

(2) 第(1)項に従って争議を付される仲裁人は長官が維持する名簿に記載された人物とする。当事者は18ヶ月毎にかかる仲裁人名簿の見直しを行う。

(3) 仲裁人は第(1)項に従って争議が仲裁に付された日より30日以内又は争議当事者が合意したその他の時間内に裁定を下す。

(4) 仲裁人が裁定を下した後、仲裁人は正当な履行のために裁定の写しを当事者及び長官に送達する。

(5) 仲裁人の裁定は最終的なものであり、当事者を拘束する。仲裁人の裁定に対する上訴を行うことはできない。かかる裁定は、仲裁人が定めた2年間以下の期間中有効とする。

54. **ストライキ及びロックアウト** - (1) 調停手続の過程において和解に達せず、争議当事者が第53条に従って争議を仲裁に付すことに合意しない場合、第50条に従った通知期間が終了した時点

又は、調停手続が失敗したという主旨の証明書を調停人が当事者へ発行した時点のうち、いずれか遅い方の時点で、労働者はストライキへの突入又はロックアウトの宣言を行うことができる。

(2) 争議当事者は、ストライキ又はロックアウトの開始前後いつでも、輸出加工区 (EPZ) 労働審判所に争議の裁決を求める共同申請を行うことができる。

(3) ストライキ又はロックアウトが 15 日以上続く場合、長官は書面による命令でストライキ又はロックアウトを禁止することができる。

(4) 第(3)項の規定にかかわらず、長官がストライキ又はロックアウトが輸出加工区の生産性に重大な損害を与えていると確認した場合又は、公共の利益又は国家経済に不利となると確認した場合、長官は書面による命令で 15 日が経過する以前にいつでもストライキ又はロックアウトを禁止することができる。

(5) 長官がストライキ又はロックアウトを禁止する場合、長官は争議を直ちに輸出加工区 (EPZ) 労働審判所に付託するものとする。

(6) 審判所は争議の両当事者に審問の機会を与えた後、適切と考える裁定を争議が審判に付された日より 40 日以内にできる限り早く下す。

(7) 審判所は争議事項に関する仮裁定を与えることができる。審判所による裁定の遅延により審判所が下す裁定の効力に影響が及ぶことはない。

(8) 審判所の裁定は裁定に定める期間有効とするが、2 年間を超えて有効とされないものとする。

第 章

輸出加工区 (EPZ) 労働審判所、上訴審判所等

55. **輸出加工区 (EPZ) 労働審判所への申請** - いかなる団体交渉の代表はいかなる法律に従った権利の施行、裁定、和解を申請することができる。

56. **輸出加工区 (EPZ) 労働審判所** - (1) 政府は官報告示により、本法に従った労働争議の処理及び犯罪の審理に必要な数の輸出加工区 (EPZ) 労働審判所を輸出加工区に設置し、1 つ以上の輸出加工区 (EPZ) 労働審判所を設置する場合、告示にて各輸出加工区 (EPZ) 労働審判所がどの輸出加工区において本法に従った管轄権を行使するかを指定する。

(2) 審判所は政府が指名する主席審判官 1 名及び定められた方法で指名され主席審判官に助言を与える 2 名の審判官で構成する。審判官の 1 名は使用者を代表し、もう 1 人の審判官は労働者を代表する。

(3) 現職又は元地方裁判所判事又は地方裁判所判事補でないかぎり、主席審判官に任命されない。

(4) 輸出加工区 (EPZ)労働審判所は、以下の各号に掲げる事項を遂行する。

- (a) 審判所に付託された労働争議又は本法において審判に持ち込まれた労働争議の裁決及び判決
- (b) 長官が審判所に付託した労働争議の和解の実行又は違反に関するいかなる事項の審問及び裁決
- (c) 本法の規定及び本法に従って制定された規則又は規定上の犯罪の審理及び、政府が官報告示により定める他の法律上のその他の犯罪の審理
- (d) 本法又はその他の法律で付与された権限の行使及び任務の遂行

(5) 1923年労働者災害補償法又は1936年賃金支払法に定める規定にかかわらず、政府は官報告示により、審判所が当該法上の権威となるよう指定又は審判所に当該法上の権威としての権限或いは任務を付与する。かかる告示が行われた場合、審判所はかかる権威としてみなされ、関連法上の権威としての権限及び任務を行使及び遂行する。

(6) 審判所の審判官のいずれか1名が審判を欠席する場合又はその他の理由で審判に出席できない場合、1名の審判官が欠席のまま審判の手續を継続することができ、また、判決又は裁定を言い渡すことができる。審判所の行為、手續、判決、裁定はかかる審判官の欠席の理由のみで無効又は問題となることはない。

57. **審判所の手續及び権限** - (1) 本法の規定を条件として、審判所は刑事手續の事項に関し、1898年刑事訴訟法に定める略式手續にできる限り従う。

(2) 審判所は本法上の犯罪を審理する目的上、1898年刑事訴訟法に従って第1級治安判事裁判所に付与されるものと同じの権限を有し、また、審判所が下した判決に対する上訴の提起の目的上、同法上の上訴裁判所とみなされる。

(3) 審判所は労働争議に対する裁決又は判決を行う目的上、民事裁判所とみなされ、次の各号に掲げる権限を含め、1908年民事訴訟法に従って民事裁判所に付与されるものと同じの権限を有する。

- (a) 審判に付される人物の審判所への出頭強制及び宣誓を行った上での尋問
- (b) 審判のための文書及び重要物件の提出強制
- (c) 証言又は文書調査の委任状発行
- (d) 当事者が審判所に出頭しない場合の、一方当事者の申し立てに基づく判決の言い渡し

(4) いかなる文書の書類整理、提示、記録、又は審判所からの文書の入手に関する裁判費用支払の義務はないものとする。

58. **審判所の裁定及び判決** - (1) 審判所の裁定又は判決は書面により、公開の審判廷で下す。裁定又は判決の写しは直ちに長官へ送達する。

(2) 審判所の裁定又は判決は、いかなる場合でも、争議当事者が期限の延長に書面で同意しないかぎり、事件が審判所に持ち込まれた日より 25 日以内に下す。

(3) 審判所の裁定又は判決は、かかる裁定又は判決の遅延の理由のみで無効になることはない。

(4) 第(1)項に従って下された裁定を不服とする当事者は、裁定より 30 日以内に上訴審判所へ上訴を申し立てることができ、かかる上訴に関する上訴審判所の判決が最終的な判決となる。

(5) 本条第(2)項に記載する裁定及び第 57 条第(2)項に記載する判決以外の審判所の判決は全て、最終的な判決であり、いかなる裁判所又は公的機関で問題として扱われることはない。

59. **輸出加工区 (EPZ)労働上訴審判所** - (1) 政府は官報告示により、本法の目的のために輸出加工区 (EPZ)労働上訴審判所を設置し、かかる上訴審判所は政府が官報告示により指名する 1 名の審判官で構成する。

(2) 上訴審判所の審判官は現職又は元最高裁判所高等裁判所部判事とし、政府が定める条件にて指名される。

(3) 上訴審判所は上訴を受けて、審判所が下した判決、命令、裁定を確定、破棄、変更、修正し、本法により審判所に付与された全権限を行使する。上訴審判所は上訴の提起日より 40 日以内に上訴の処理を行う。

(4) 上訴審判所の判決は、かかる判決の遅延による理由のみで無効とされることはない。

(5) 上訴審判所は定められた手順に従う。

(6) 上訴審判所は、審判所の権威又は管轄する司法権に対する侮辱を罰する権限を有する。

(7) 第(6)項に従って、いかなる期間の懲役又は 5000 タカ以上の罰金の判決を受けた人物は、上訴部が付与する許可を条件として、同部へ上訴を行うことができる。

60. **和解及び裁定が拘束する人物** - (1) 調停手続の過程で達した和解、仲裁人の裁定、第 58 条に従って下された審判所の裁定又は判決、第 59 条に従って下された上訴審判所の判決は、以下の人物を拘束する。

(a) 労働争議の全当事者

- (b) 審判所が労働争議の当事者に関して特に別段の定めを行わないかぎり、労働争議の当事者として審判手続への出頭命令を受けた他の全人物
- (c) 争議の一方の当事者である使用者の相続人、後継者、指定代理人
- (d) 団体交渉の代表が争議の一方の当事者である場合、争議が最初に発生した日付に労働争議が関係する工場事業場に雇用されていた労働者全員又はその後かかる工場事業場に雇用された労働者全員

(2) 調停手続の過程以外で使用者と組合との間の合意により達した和解は、合意の当事者全員を拘束する。

61. **和解、裁定等の効力発生日** - (1) 和解は次の各号に掲げる日付に効力を発する。

- (a) 争議当事者が和解又は裁定等に関する日付に合意する場合、合意した日付。
- (b) かかる日付に合意しない場合、当事者が和解に関する覚書に署名した日付。

(2) 和解は当事者が合意した期間拘束力を有する。かかる期間について合意が行われない場合は、争議の当事者が署名した和解に関する覚書の日付から1年間拘束力を有するものとする。

(3) 第58条第(1)項に従って下された裁定は、それに対する上訴が上訴審判所に提起されないかぎり、裁定日に効力を発し、裁定で定める2年間を超えない期間有効であるものとする。

(4) 仲裁人、審判所、上訴審判所は、各種請求に関する裁定が効力を発する日付及び、各件に関する裁定の実行に適用される制限事項を定める。

(5) 第59条に従った上訴に関する上訴審判所の判決は裁定の日付より効力を発する。

(6) 第(3)項に従って裁定が有効となる期間が終了したにもかかわらず、いずれか一方の当事者が裁定に今後拘束されない自らの意思を他方当事者に書面で連絡した日付から2ヶ月間を終了するまでは、裁定は当事者を拘束し続けるものとする。

62. **手続の開始及び終了** - (1) 調停手続は、調停人が第50条に従ってストライキ又はロックアウトの通知を受領した日に開始したものとみなされる。

(2) 調停手続は次の各号に掲げる日付に終了したとみなされる。

- (a) 和解に達した場合、争議当事者が和解に関する覚書に署名した日付
- (b) 和解に達しなかった場合、
- () 争議を第53条に従って仲裁に付した場合、仲裁人が裁定を下した日付、さも

なくば、

() ストライキ又はロックアウトの通知期間が終了した日付

(3) 審判手続は次の各号の日付に開始したものとみなされる。

(a) 労働争議に関しては、申請が第 54 条又は第 55 条に従って行われた日付

(b) その他の事項に関しては、審判に付された日付

(4) 審判手続は、裁定又は判決が第 58 条第(1)項に従って下された日付に終了したとみなされる。

63. **秘密を保持する特定事項** - (1) 長官、調停人、審判所、仲裁人、上訴審判所が調査又は取り調べの過程で得た、いかなる組合、人物、事業場、会社又は使用者が行う業務に関する、上述の権威に提出した証拠以外により得られない情報は、かかる組合、人物、事業場又は会社が書面にかかる情報を秘密扱いするよう上述の権威に要求する場合、本法に従った報告書、裁定又は判決には含まないものとする。かかる要求がない場合、かかる情報は組合長又は関連の人物、事業場又は会社の書面による同意を得ずに手続により開示される。

(2) 第(1)項で定めるいかなる規定にもかかわらず、本条で定める規定は 1860 年刑法第 193 条による訴追を目的としたかかる情報の開示には適用されない。

64. **労働争議の発生** - 労働争議は団体交渉の代表が定められた方法で発生しないかぎり、存在しないものとみなされる。

65. **手続の未決中におけるストライキ又はロックアウトの通知送達禁止** - 調停手続又は調停人、仲裁人、審判所による手続、上訴審判所に対する上訴手続が、労働争議を構成するいかなる事項について未決である場合、労働争議のいかなる当事者もストライキ又はロックアウトの通知を送達しない。

66. **審判所及び上訴審判所のストライキ等を禁止する権限** - (1) 労働争議に関して第 55 条に従った申請が労働審判所へ行われ未決中である時点で、かかる労働争議によるストライキ又はロックアウトが既に発生し存在している場合、審判所は命令により書面でストライキ又はロックアウトの継続を禁止することができる。

(2) 労働争議により発生したいかなる事項に関する上訴が第 59 条に従って上訴審判所へ付された場合、上訴審判所は上訴が提起された日付において既に発生し存在している、労働争議によるストライキ又はロックアウトの継続を書面による命令で禁止することができる。

67. **違法ストライキ及びロックアウト** - (1) ストライキ又はロックアウトは、次の各号に該当する場合違法となる。

(a) 通知に定めたストライキ又はロックアウトの日以前に争議の他方当事者へ定められ

た方法にてストライキ又はロックアウトの通知を与えず、また、第 65 条に違反して宣言、開始、継続した場合。

- (b) 第 64 条で定める以外の方法で発生した労働争議の結果として宣言、開始、継続した場合。
- (c) 第 66 条の命令に違反して継続した場合。
- (d) 和解又は裁定の対象となる事項に関して和解又は裁定が実施されている期間中に宣言、開始、継続した場合。

(2) 違法ストライキの結果として宣言するロックアウト及び、違法ロックアウトの結果として宣言するストライキは違法とはみなされない。

68. **手続の未決中における勤務条件の不変更** - (1) 労働争議に関する調停手続又は調停人、仲裁人、審判所又は上訴審判所による手続が未決である場合、使用者は、調停手続又は調停人、仲裁人、審判所又は上訴審判所による手続の開始以前にかかる争議に係る労働者に適用していた勤務条件を不利に変更しない。また、以下の各号に掲げる事項を行わない。

- (a) 調停手続が未決中、調停人の許可を得た場合を除き、又は
- (b) 調停手続、審判手続又は上訴審判手続が未決中、仲裁人、審判所又は上訴審判所の許可を得た場合を除き、かかる争議に関する違反行為以外で労働者を解雇すること又はその他の処罰を与えること又は、労働者を免職とすること。

(2) 第(1)項で定めるいかなる規定にかかわらず、労働組合の役員は、第(1)項に記載する手続が未決である間、審判所の事前承認を得た場合を除き、違反行為の故をもって解雇又は免職されず、また処罰を受けることはない。

69. **組合の選出役員保護及び懲戒** - (1) 長官の事前承認を得ることなく、労働組合の組合長、秘書役、その他の執行委員会役員を、他の輸出加工区又は同一の輸出加工区内にある他の工場事業場へ転属させない。

(2) 長官の事前承認を得ることなく、労働組合の組合長、秘書役、その他の執行委員会役員を解雇、停職又はその他免職としない。

(3) 使用者は委員会の選出役員の時職及び、本法に従って禁止される不当労働行為の申し立てに関する同役員に対する懲戒処分の策定を禁じられるものではないとみなされる。

(4) 長官は、第(3)項の使用による措置を支持又は拒絶し、役員を原職へ復帰させ未払いの賃金及び利益を払い戻すよう命じることができるよう、かかる措置の合法性を裁定する権限を有する。

70. **特定の人物の保護** - 違法ストライキ又は違法ロックアウトへの参加又は参加継続を拒否する人物が、労働組合からの除名、罰金又は、本人又は法定代理人が権利を有する権限又は利益の剥奪を受けることはなく、また、直接又は間接的に他の労働組合員と比較して不利な立場に置かれることはない。

71. **当事者の代表** - (1) 労働争議の当事者である労働者は、本法に従ったいかなる手続において労働組合の役員をその代表とする権利を有する。また、第(2)項及び第(3)項の規定を条件として、労働争議の当事者である使用者はいかなる手続において正式に指名した人物をその代表とする権利を有する。

(2) 労働争議の当事者は、本法に従った調停手続において弁護士をその代表とする権利を有しない。

(3) 労働争議の当事者は、輸出加工区 (EPZ) 労働審判所、上訴審判所又は仲裁人の許可を得て、審判手続又は仲裁手続において弁護士を代表とすることができる。

72. **和解及び裁定の解釈** - (1) 裁定もしくは和解の規定の解釈に関して異議又は疑義が生じた場合は、かかる異議又は疑義を本法に従って設置された上訴審判所へ付託する。

(2) 第(1)項に従って問題の付託を受けた上訴審判所は、当事者に審問の機会を与えた後、問題に対する判決を下す。上訴審判所の判決は最終的なもので、当事者を拘束する。

73. **和解又は裁定に従った、使用者に支払い義務のある金額の回収** - (1) 和解又は、仲裁人、輸出加工区 (EPZ) 労働審判所、上訴審判所の裁定又は判決に従って使用者に支払い義務が生じた金額は、かかる和解、裁定又は判決に従ってかかる金額を得る権利を有する人物が提議を行う場合、長官が申請を行った上で土地収入の滞納金又は公的需要として回収することができる。

(2) 和解又は、仲裁人、審判所、上訴審判所の裁定又は判決に従って、労働者が使用者から金額で計算できる利益を得る権利を有する場合、計算された金額は、本法により制定される規則又は規定を条件として、第(1)項で定めるように決定及び回収し、特定の期日以内に関係する労働者へ支払われる。

第 章 罰則及び手続

74. **不当労働行為に対する罰則** - (1) 第 41 条の規定に違反した者は、2 万タカ以下の罰金に処し、支払不履行の場合は 6 ヶ月以下の禁固に処する。

(2) 第 42 条の規定に違反した労働者は、2 千タカ以下の罰金に処し、支払不履行の場合は 6 ヶ月以下の禁固に処する。

(3) 労働組合又は労働組合以外の人物にかかわらず、第42条の規定に違反した者は、2万タカ以下の罰金に処し、支払不履行の場合は6ヶ月以下の禁固に処する。

75. **和解違反に対する罰則** - 本法に従って拘束力を有するいかなる和解、裁定又は判決に違反したものは、次の各号に掲げる罰則に処する。

(a) 違反が初回である場合、5千タカ以下の罰金。支払不履行の場合は6ヶ月以下の禁固。

(b) その後の違反1回につき1万タカ以下の罰金。支払不履行の場合は6ヶ月以下の禁固。

76. **和解不履行に対する罰則** - 本法に従って履行が義務付けられている和解、裁定、判決の規定を故意に履行しない者は、2万タカ以下の罰金に処し、支払不履行の場合は6ヶ月以下の禁固に処する。

77. **虚偽陳述に対する罰則** - 本法又は本法に従って制定する規則又は規定に従って提出する申請書又はその他の文書において、虚偽であると知っている又は虚偽であると信ずる理由がある陳述を行った者、或いは、本法又はいかなる規則若しくは規定においてかかる文書の故意に無視、維持の不履行、提出の不履行を行った者は、6ヶ月以下の懲役若しくは1万タカ以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

78. **違法ストライキ又はロックアウトに対する罰則** - (1) 違法ストライキを開始、継続、又はその他推進した労働者は、6ヶ月以下の懲役若しくは5千タカ以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(2) 違法ロックアウトを開始、継続又はその他推進した使用者は、1年以下の懲役若しくは2万タカ以下の罰金に処し、又はこれを併科する。また、本罪が継続する場合は、初回となる本罪の期間以後1日につき2千タカ以下の罰金を加重する。

79. **違法ストライキ又はロックアウトの煽動に対する罰則** - 他人を煽動し、違法ストライキ又は違法ロックアウトへ参加又は資金の拠出又はその他推進させた者は、6ヶ月以下の懲役若しくは1万タカ以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

80. **第68条の規定違反に対する罰則** - 第68条の規定に違反した使用者は、6ヶ月以下の懲役若しくは1万タカ以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

81. **組合費の横領又は不正流用に対する罰則** - (1) 労働組合費の横領又は不正流用の罪で有罪となった登記労働組合の役員又はその他の被雇用者は、1年以下の懲役及び裁判所が判断した横領額若しくは不正流用額以下の罰金に処する。

(2) 第(1)項を実現した場合、裁判所は罰金を該当する労働組合へ返還する。

82. **その他の罪に対する罰則** - 本法のいかなる規定に違反した者若しくは従わなかった者は、本

法による他の罰則が適用されない場合、5千タカ以下の罰金に処する。

83. **第52条の規定違反に対する罰則** - 十分な理由なく、第52条第(2)項の規定に従わず調停人の面前に出頭しなかった者又は代理人を派遣しなかった者は、5千タカ以下の罰金に処し、支払不履行の場合は6ヶ月以下の禁固に処する。

84. **会社による犯罪** - 本法に従って有罪とされる者が会社又は法人である場合、かかる罪が知らないとこで犯された、又はかかる罪が同意を得ずに犯された、又はかかる罪の予防に相当の注意を払ったと証明できないかぎり、その取締役、管理者、秘書役又はその他の役員若しくは代理人は、かかる犯罪について有罪であるとみなされる。

85. **犯罪の審理** - (1) 本法に従って設置された労働審判所以外の審判所若しくは裁判所は、本法に従って罰すべき罪の審理を行わず、審判所は、長官若しくは長官が当該の罪について権限を与えた者の許可又は事前許可を得ることなく、本章に従って罰すべき罪の起訴又は審理を行わない。

(2) 本法に従って罰すべき罪は全て無審理及び保釈が可能である。

第 章 雑 則

86. **免責** - いかなる人物が本法又は本法に従って制定された規則又は規定に従い、誠意を持って行うこと若しくは行おうとすることに対して、訴訟、起訴、その他の司法手続が起こされることはない。

87. **政党とのつながりの禁止** - (1) 輸出加工区の労働組合若しくは労働組合連合は、いかなる政党又は政党の関係組織とのつながりを、公然であれ内密であれ維持しない。

(2) 輸出加工区の労働組合若しくは労働組合連合が第(1)項に違反する行為を犯したと使用者から苦情があり、長官が審問を行った上でかかる苦情が真実である判断した場合、長官は直ちに当該の労働組合若しくは労働組合連合の登記を取消し、かかる登記取消しが行われた場合、輸出加工区の工場事業場若しくは組合の労働者はその後1年間組合又は連合を結成することを許可されない。

(3) 第(2)項による長官の命令を不服とする場合、労働者、組合又は連合は輸出加工区(EPZ)労働審判所に上訴を提起することができ、審判所の判決は上訴審判所へ異議申し立てを行うことができる。当該の件については上訴審判所の判決が最終的なものとする。

(4) 本条の解釈上、政党とはバングラデシュ人民共和国憲法第152条で規定する政党を意味し、かかる政党の関係組織をも含むものとする。

88. **経過規定及び暫定規定** - 本法で定めるいかなる規定にかかわらず、本条で定める経過規定及び暫定規定は有効とする。

(1) ストライキ又はロックアウト禁止 - 2008年10月31日までは、輸出加工区のいかなる産業においてもストライキ又はロックアウトは許可されない。

(2) 強制的且つ拘束力のある仲裁 - (a) 第53条で定めるいかなる規定にかかわらず、本法の開始から2008年10月31日までの期間中、当事者にとって仲裁は強制的なものである。

(b) 当事者は、当局が承認した仲裁人の一覧より相互に受諾可能な仲裁人を指名する。当事者が仲裁人の選定で合意に達しない場合、長官が承認した一覧から仲裁人を任命する。仲裁を要請した日より15就業日以内に仲裁人の選定又は指名を完了し、仲裁の審問期日を決定する。仲裁の審問日より30日以内に仲裁の審問を完了し、書面による裁定を下す。

(c) 仲裁人の判断は当事者を拘束し、長官により施行される。長官は仲裁人の判断の施行に必要な処分措置を取る権限を有する。

(d) 仲裁人の判断に対する上訴は、不正、汚職、その他の主要な欠陥の妥当な疑い及び証拠がある場合にのみ限定される。

(e) 第(d)項に従った上訴は上訴審判所に提起され、上訴審判所は上訴の申し立てより30日以内に上訴の処理を行う。上訴審判所の判決は最終的なもので、当事者を拘束する。

89. **団体交渉の代表及び労働組合の表示には委員会が含まれる** - 文脈上、他の意味に解釈されないかぎり、第 章及び第 章における団体交渉の代表及び労働組合の表現には労働者代表及び厚生委員会が含まれる。

90. **労働組合不在の場合は長官が賃金等を決定** - 長官は、団体交渉の代表としての労働組合が存在しない輸出加工区の工場事業場の労働者の最低標準賃金、勤務時間、給与、その他の金銭的利益及びその他の勤務条件を決定する。

但し、輸出加工区における入社レベルの労働者に適用される最低初任給のみが、労働組合が登記された工場事業場に雇用された労働者に適用される。昇給、昇進等のその他の賃金に関する事項又は利益の拡張は組合と使用者との間で行う交渉を条件とする。

91. **投票及び選挙の監視** - (1) 本法の規定に従った選挙又は投票は当局、使用者、労働者、中立者の代表により公正な監視を受ける。

(2) 当局は第(1)項に記載する選挙又は投票の監視に関する手順及び詳細を定める。

(3) 会社又は使用者は投票又は選挙の本法に従った開催に先立ち、労働組合に関する投票又は選挙で投票権を有する全労働者の氏名一覧を提出する。

(4) 会社又は使用者は、第(3)項に記載する労働者一覧を、投票の72時間前に関連の工場の人目につく場所に、はっきりと見えるような方法で貼付する。

(5) 労働組合の登記に関する選挙又は投票は、労働者による投票を妨げない時間及び場所での開催を予定する。

(6) 選挙の要請から労働組合選挙の完了までの期間中、いずれかの当事者による威嚇又は報復の脅迫があってはならない。

(7) いずれの当事者も、工場事業場の敷地内にて又は勤務時間中に労働組合の登記に関する選挙の選挙活動又は特別集会又は一般集会の実施又は召集を行わない。

92. **長官による時間の延長** - 長官は、妥当な理由により、職務又は任務を本法の規定で定める期間内に遂行又は履行できない場合、かかる時間を延長することができる。

93. **長官による権限の委任** - 当局による承認を条件に、長官は本法における自らの権限を自らの部下に委任することができる。

94. **長官等は公務員とする** - 長官、調停人、輸出加工区 (EPZ) 労働審判所主席審判官、審判所及び上訴審判所の審判官は刑法 (1860 年法律第 L 条) 第 21 条が意味する範囲内の公務員とみなされる。

95. **当局による本法及びその他の事項の管理** - 現行の他の法律、規則、規定で定めるいかなる規定にかかわらず、バングラデシュ輸出加工区庁は本法を管理し、輸出加工区における労働者の権利及び労使関係に関する全事項を扱う。

96. **原文及び英文** - 本法の原文はベンガル語であり、英語へ翻訳した正文が存在する。

但し、ベンガル語の原文と英文との間に矛盾がある場合は、ベンガル語の原文が優先するものとする。

97. **規則及び規定を制定する権限** - (1) 政府は官報告示により、本法の目的を遂行するための規則を制定することができる。

(2) バングラデシュ輸出加工区庁は、政府の事前承認を得て、官報告示により、本法の目的を遂行するための規定を制定することができる。

大統領命により

Md. Israil Hossain

副長官